

○諏訪市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成19年6月26日

告示第94号

(目的)

第1条 この要綱は、諏訪市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項を定め、もって地域の消防防災力の充実及び強化の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定し、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 事業所等に対して、消防団活動に協力している証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会の長等の消防団活動を支援する者をいう。

(消防団協力事業所表示証の交付の申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、諏訪市消防団協力事業所認定申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
2 消防団長等は、協力事業所として認定することが適当と認められる事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準等)

第4条 市長は、前条の規定による申請及び推薦に基づき、次に掲げる基準のいずれかに適合していると認める事業所等を協力事業所として認定するものとする。

- (1) 従業員が消防団員として相当数入団していること。
 - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
 - (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等して、消防団活動に協力していること。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実及び強化に寄与していると認める事業所等を協力事業所として認定することができる。

(協力事業所の認定及び消防団協力事業所表示証の交付)

第5条 市長は、第3条の規定による申請及び推薦の内容を審査し、協力事業所として認定することの可否を決定し、諏訪市消防団協力事業所認定（不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力事業所として認定した事業所等（消防関係法令に違反している事業所を除く。）に対し、諏訪市消防団協力事業所表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

3 市長は、協力事業所として認定した事業所等が他の市町村に所在するときは、当該他の市町村の長と協議の上、当該他の市町村の長と連名で、表示証を交付することができる。

(表示証の表示等)

第6条 協力事業所は、表示証の交付を受けた市町村の名称及び年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、前項の表示のほかに、当該事業所が所在する市町村の名称も併せて付することができる。

3 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 協力事業所の見えやすい場所

(2) 協力事業所に関するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法により作られたものを含む。）その他の広告

4 表示証は、寸法を同率に拡大又は縮小し表示することができる。

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、表示証の交付に係る事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録した諏訪市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第4号）を備え付けるものとする。

(表示証の有効期間)

第8条 表示証の有効期間は、協力事業所としての認定を受けた日から2年又は次条の規定により認定を取り消された日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示証の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 前項の有効期間が満了した表示証は、第6条の規定による表示を行うことができない。

3 市長は、協力事業所として認定した日から2年を経過する日前に協力事業所に係る第4条に規定する認定の基準に関する現状及び協力事業所としての認定を継続する意思を確認した上で、当該認定を更新することができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止若しくは休止したとき、第4条に規定する認定の基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所としての認定を受けたと認めるとき、又はその他協力事業所としての認定が適当でないとき、当該認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により協力事業所としての認定を取り消した事業所等に対し、その旨を諏訪市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称及び消防団への協力内容について、市の広報等により公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

諏訪市消防団協力事業所認定申請書

年 月 日

(あて先)
諏訪市長

事業所等所在地 _____

事業所等名称 _____

代 表 者 _____

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

諏訪市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - 新 規(はじめて消防団協力事業所の認定を受ける場合)
 - 追 加(既に他の市町村の消防団協力事業所の認定を受けており、その有効期間内に追加して諏訪市の消防団協力事業所の認定を受ける場合)
 - 再申請(表示証の有効期間の満了に伴い、再度認定を申請する場合)
- 2 協力内容(該当する区分に○印を付けてください。)

項目番号	○印	協力内容
1		従業員が消防団員として相当数入団している。
2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
3		災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等して、消防団活動に協力している。
4		消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実及び強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団・分団名	所属市町村名

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 2の表の協力内容を証する書類
- (3) 再申請の場合は、既に交付された表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

市記入欄	<input type="checkbox"/> 申請	【特記事項】 認定年月日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 推薦	

様式第2号(第5条関係)

様 諏訪市消防団協力事業所	第 号 諏訪市長 認定 不認定 通知書
年 月 日付け申請のありました、消防団協力事業所の認定につきまして下記のとおり決定したので、諏訪市消防団協力事業所表示制度実施要綱第5条の規定により通知します。	
記	
貴事業所を消防団協力事業所として 認定 不認定と します。	
認定通知番号	
認定年月日	
認定期間	年 月 日 から年 月 日 までの 2年間
認定回数	回目
不認定の理由	
1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、諏訪市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、諏訪市を被告として(訴訟において諏訪市を代表する者は諏訪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

様式第3号(第5条関係)

諏訪市消防団協力事業所表示証



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色 (CMYK値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C: 88%, M: 5%, Y: 0%, K: 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C: 85%, M: 40%, Y: 25%, K: 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C: 0%, M: 95%, Y: 90%, K: 0%)
④	文字、枠線	銀

様式第4号(第7条関係)

諏訪市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回認定年月日	協力事項 (要綱第4条関係) ※該当□にレ点	主担当 市町村	表示連名 市町村	備 考 ※該当□に レ点
		所在地	現表示証有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
			年 月 日 年 月 日 回	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日 年 月 日 回	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日 年 月 日 回	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日 年 月 日 回	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
			年 月 日 年 月 日 回	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦

様式第5号(第9条関係)

第 号	
様 諏訪市長	
諏訪市消防団協力事業所認定取消通知書	
年 月 日付け諏訪市消防団協力事業所認定通知書による消防団協力事業所としての認定を下記の理由により取り消します。	
記	
認定年月日	年 月 日
認定通知番号	
認定取消年月日	年 月 日
取消しの理由	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、諏訪市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、諏訪市を被告として(訴訟において諏訪市を代表する者は諏訪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第9条関係)